

松江市ガス事業の民間譲渡について（お知らせ）

令和 7 年 10 月 松江市ガス局

松江エナジープラス株式会社

松江市ガス事業の民間譲渡については、令和 6 年 10 月から譲渡先を公募し、令和 7 年 3 月に優先交渉権者（譲渡先）を選定しておりましたが、このたび、法定の手続き等を経て、正式決定となりましたのでお知らせします。

1. ガス事業民間譲渡を正式決定

松江市議会令和 7 年 6 月定例会において、ガス事業の財産処分について可決され、令和 7 年 9 月 26 日にガス事業法に基づく事業譲渡譲受認可が下りたことにより、**正式に令和 8 年 4 月 1 日のガス事業民間譲渡が決定**しました。

〈これまでの経過〉

令和 5 年	8 月	民営化基本方針を公表
	9 月	全てのお客様宅へ民営化方針決定についてのお知らせ配布
	11 月	民営化基本方針についてお客様説明会開催（市内 15 公民館）
	12 月	松江市ガス事業譲渡先選定委員会条例を制定
令和 6 年	4 月	松江市ガス事業譲渡先選定委員会を設置（翌年 3 月まで全 6 回開催）
	10 月	公募型プロポーザル方式により譲渡先の公募を開始
令和 7 年	3 月	最優秀提案者（伊丹産業㈱）を選定し、優先交渉権者に決定
	5 月	譲渡先 松江エナジープラス㈱設立（ガス局内）、事業譲渡仮契約締結
	7 月	市議会にてガス事業の財産処分について可決、 事業譲渡仮契約が本契約へ移行、事業引継ぎ開始
	9 月	ガス事業法に基づく事業譲渡譲受認可（9 月 26 日）
令和 8 年	4 月	事業譲渡（4 月 1 日）

2. 松江エナジープラス株式会社（譲渡先）について

譲渡先となる新会社「松江エナジープラス株式会社」を令和 7 年 5 月にガス局内に設立し、引継ぎを開始しています。

【譲渡先会社概要】

社 名	松江エナジープラス株式会社	
代 表 者	代表取締役社長	倉津 克典
所 在 地	〒690-0038 島根県松江市平成町 182 番地 42（ガス局内）	
設 立 日	令和 7 年 5 月 14 日	
資 本 金	1 億円	
株 主 構 成	伊丹産業株式会社（本社：兵庫県伊丹市）	100%
	（市から 100 万円の出資予定あり）	



3. 令和 8 年 4 月以降の新たなガス事業について

①引き続き安全安心なガスの供給を継続します。

- 現在、ガス局が供給している都市ガス、旧簡易ガス、LP ガスは、供給者が松江エナジープラス(株)に変更となりますが、お客様の手続き不要でそのままご利用いただけます。(※ガス局民営化によりお客様の不安を煽るなど、他社による不当な営業行為にご注意ください。)
- 法律等で定められた保安水準・保安体制(365日24時間かけつけ対応等)を維持し、引き続き安全安心なガスをお届けします。ガスは(電気と同様)全国的に民間企業を中心に供給している実績があり、民営化により保安レベルが下がることはありません。
- 市内の状況に精通した関係事業者(ガス工事業者、LP ガス配送業者、検針員、子会社:(株)松江ガスサービス等)へ引き続き委託業務等を発注します。

②これまで以上のお客様サービスを提供します。

- ご好評のガスファンヒーターレンタルサービスや各種割引メニュー、開閉栓のインターネット受付、多様な料金支払方法など、現行のサービスは維持したうえで、これまで法令の規定で公営企業ではできなかった新たなサービスを提供します。(※詳細については、令和 8 年 2 月検針時にお知らせ予定)

【令和 8 年 4 月から開始予定の新たなサービス】

- お得なガスと電気のセット販売
- 水まわり等の 24 時間かけつけサービス
(電気小売契約のあるお客様のみ対象)
- 卒 FIT 買い取りサービス*

※太陽光発電の余剰電力を電力会社が固定価格で買い取る「FIT 制度」の期間終了後、松江エナジープラス(株)グループ会社が新たに買い取りを行います。

全国的にもほとんどのガス事業は(電気と同様)民間企業が供給しているから心配はいろいろないよ。今後は、公営企業ではできなかった新しいサービスが期待できるね!

【譲渡日以降、順次開始予定の新たなサービス】

- 地方創生に貢献する新たな都市ガス料金メニュー
- (防災拠点を兼ねた) ショールームを市中心部に新設
- 初期費用 0 円太陽光発電設置サービス



③当面の間、ガス料金の値上げはありません。

- 譲渡条件として、譲渡後5年間は譲渡前の料金水準を上回らないこととしています。ただし、現在も適用している「原料費調整制度」による従量料金単価の調整については、譲渡後も引き続き適用します。
- 譲渡後 5 年経過後も、他エネルギーとの競合の観点から、むやみに料金値上げを行う予定はありません。一方、全国的な物価・賃金上昇に伴い様々なサービス・業種で値上げが行われている中、安定供給に最小限必要な料金値上げを将来的に行うことは、ガス事業においても(例え、ガス局が公営ガス事業を継続した場合でも)例外ではありません。

4. 事業譲渡に伴うお客様による手続き等について

(1) 契約変更等の手続きについて

「令和8年4月1日から、松江エナジープラス(株)が定めるガス供給に関する一般ガス小売供給約款、簡易ガス小売供給約款または液化石油ガス販売規程が適用されます。」

現在、お客様とガス局で交わしているガス供給に関する契約につきましては、契約上のガス局の地位を、松江エナジープラス(株)に引き継ぎます。

料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に供給条件等の説明を書面交付等により行う予定ですが、実質的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきますので、お客様のお手続き不要で、そのままガスの使用をご継続いただけます。(都市ガス大口供給契約および液化石油ガス個別供給契約のお客様についても同様)

今後も引き続き、ガスをご利用くださいますよう、何卒、宜しく願い申し上げます。

【『ガス料金納入通知書』を用いてガス料金をお支払い中のお客様向け】

現在、「口座振替」によりガス料金をお支払い中のお客様には影響ありません。

(2) ガス局発行の『ガス料金納入通知書』の取扱期限について

「ガス局が毎月発行する『ガス料金納入通知書』を用いた窓口等^{※1}でのお支払いの取扱期限を、各ガス料金支払期限日といたします。」

※1 窓口等…取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマホ収納サービス(スマホ決済)

ガス料金納入通知書の書面には「☆納入通知書の取扱期限はお支払期限と同日です。」と記載いたします。なお、取扱期限到来前の納入通知書については、令和8年4月の譲渡後も引き続き使用が可能です。(例:令和8年3月ガス局発行の納入通知書は、令和8年5月12日の支払期限日まで使用可能。)

お取扱期限を過ぎたガス料金納入通知書は、窓口等でお取扱いすることができませんので、ご注意ください。該当の納入通知書をお持ちで未納のガス料金のあるお客様は、ガス局^{※2}へお問い合わせください。

※2 令和8年4月以降にお問合せいただく場合の新たなお問合せ窓口(電話番号等)については、令和8年2月検針時に配布するお知らせに掲載予定です。

【ガス料金のお支払方法変更をご検討中のお客様向け】

(3) 事業譲渡前のお支払方法のお申込み受付期限について

「事業譲渡前のガス局宛の『口座振替申込』および『クレジットカード支払い申込』の受付は令和8年2月28日までといたします。」

令和8年3月1日以降、ガス局宛に新たに口座振替およびクレジットカード支払いのお申込みは出来ませんのでご注意ください。なお、令和8年3月1日以降は、松江エナジープラス(株)にて支払方法のお申込み受付を行います。

※現在、ガス料金の支払方法を口座振替またはクレジットカード支払いとしているお客様につきましては、改めてお手続きが生じないように、取扱金融機関等関係先と調整中です。

5. 今後の広報予定について

令和8年4月以降の新しい料金メニューやサービスの詳細等については、以下のとおり、今後、文書配布やお客様説明会の開催、ガス局および松江エナジープラス(株)のホームページ等により、お知らせする予定です。

令和7年11月	2025(第60回)ガス展にて松江エナジープラス(株)のPRブース開設(11月15日(土)、16日(日))
12月頃	松江エナジープラス(株)ホームページ開設
令和8年1月初旬	検針時、お客様説明会(2月中~下旬開催)の案内文を配布
2月初旬	検針時、 <u>新しい料金メニューやサービス詳細等についてのお知らせ*</u> を配布
2月中~下旬	市内15カ所(予定)でお客様説明会を開催

※令和8年4月以降の新たなお問合せ窓口(電話番号等)については、令和8年2月検針時に配布するお知らせに掲載予定です。

☞ 以上の内容は、随時、ガス局ホームページでもお知らせします。



令和8年4月以降のサービス等の詳細については、令和8年2月検針時に配布予定です。



ガス局ホームページ

〈ガス事業の民間譲渡に関するお問合せ先〉

松江市ガス局総務課 TEL:0852-21-0011(代表)